

2015年1月から相続税の非課税枠が従来の6割に縮小されたため、相続税の課税対象者が増える見込まれている。

自分の財産に相続税はかかるのだろうか — という不安を抱える人も増えるだろう。これを受けて国税庁は5月、国税庁ホームページの内に「相続税の申告要否判定コーナー」を開設した。

その主な内容は、◎ 法定相続人の数、◎ 土地建物、預貯金、負債など相続財産の金額 — などを入力項目に数値等を入れると、相続税の申告が必要かどうか分る仕組みになっている。

遺産額が基礎控除額を超えると、相続税の申告手続きが必要となる。

このコーナーページには、名義人の所有する土地の評価額の算定基準となる路線価を調べられるリンク先も設けてあるので便利である。ただし、あくまで申告の要否の目安となるだけで、具体的な税額の計算はできない。

このほか、国税庁 HP では、相続税の申告に関するポイントを列挙したチェックシートが用意されているので、必要に応じて活用してみるのもよい。

★ 相続税の基礎控除額は2015年1月の税制改正で、「3000万円+600万円×法定相続人の数」に縮小された。例えば、法定相続人が3人の場合で見ると、基礎控除額は4800万円となり、従来の8000万円の6掛けとなるのだ。

※ 贈与税額に関しては本会 HP の税制情報 12 を参照してほしい。

参考：国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/> (国税庁 HP から)